第 4726 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 5月 13日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

↔ 登録免許税の改正

Q:登録免許税の税率の軽減措置は、今年の税制改正でどうなりましたか?

A:平成27年3月31日まで延長されました。 【解説】

登録免許税の税率の軽減措置は、平成25年3月31日で期限切れとなっていましたが、今年度の税制改正で適用が2年延長され、平成27年3月31日までこれまでの軽減税率が適用されることとなっています。

主なものは、次のとおりです。

- ①土地の売買による所有権移転登記
- ・所有権の移転登記…1.5%(2.0%)
- ・所有権の信託登記…0.3%(0.4%)
- ②住宅用家屋の所有権保存登記
- ・所有権の保存登記…0.15%(0.4%)
- ③住宅用家屋の所有権移転登記
- ・所有権の移転登記…0.3%(2.0%)
- ④住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権設定 登記
- ・抵当権設定登記…0.1%(0.4%)※カッコ書きは、本則による税率です。参考までに、他の主な税率は次のとおりです。
- ・相続による所有権移転登記…0.4%
- ・贈与による所有権移転登記…2.0%
- ・遺贈による所有権移転登記…2.0%
- ・死因贈与による所有権移転登記…2.0%







